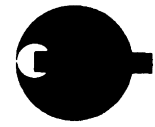


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

（告）示	一	県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	四
（公）告	一	〇開発行為に関する工事の完了（建築課）	一
	二	〇右同	二
	三	〇一般競争入札の実施（総務事務改革室）	三
	四	〇選挙管理委員会告示	四

## 告示

奈良県告示第百三十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十九年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科名（担当）	指定年月日

## 公告

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十九年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年二月二十九日第七八一七号

森啓	金子 嘉志	森啓	森啓	森啓
森医院	医療法人康成会旭ヶ丘クリニック	森医院	森医院	森医院
橿原市五条野町二二九四	北葛城郡河合町星和台一〇一	橿原市五条野町二二九四	橿原市五条野町二二九四	橿原市五条野町二二九四
する障害種別	内科・泌尿器科	循環器科（心臓機能障害）	内科・小児科・呼吸器科（呼吸器機能障害）	呼吸器科（呼吸器機能障害）
平成十九年三月十四日	平成十九年三月二十八日	平成十九年三月十四日	平成十九年三月三十日	平成十九年三月三十日

平成十九年五月十八日第七八一七二二号  
二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月一日第六六九五号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年六月一日第四九九号

三 開発区域に含まれる地域

天理市中町三〇番地ノ一の一部、三〇番地ノ四及び二階堂上ノ庄町一四番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町一丁目四番地ノ四  
株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合浩

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 天理市中町三〇番地ノ一の一部、三〇番地ノ四及び二階堂上ノ庄町一四番地ノ一の一部  
公園 天理市二階堂上ノ庄町一四番地ノ一の一部  
下水道 天理市中町三〇番地ノ一及び二階堂上ノ庄町一四番地ノ一の各一部  
水路 天理市二階堂上ノ庄町一四番地ノ一の一部

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十九年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年四月二十四日高十第百九十一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月三十一日高十第六七九号  
三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町馬見南一丁目一番地ノ三、一番地ノ三及び一番地ノ二四  
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五位堂三丁目一〇七 M.M.Tビルズ三〇号

弓場治  
弓場竜子  
さいたま市浦和区常盤三丁目三番七号  
弓場博充

労働者の派遣について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治  
法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。)第百六十七条の  
六第一項及び第百六十七条の十の「第五項の規定により公告します。」  
平成十九年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 競争入札に付する事項
- 1 入札物件  
奈良県総務事務労働者派遣業務
- 2 入札物件の数量及び特質  
奈良県総務事務労働者派遣業務 一式  
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
- 3 履行期間  
契約日から平成二十年三月三十一日まで
- 4 履行場所  
知事が別途指定する場所
- 5 入札方法  
総合評価一般競争入札を行いますので、総合評価のための提案書(以下「提案書」といいます。)及び入札書を別途指定する日までに提出してください。必要書類の種類及び部数については、入札説明書によります。入札は、派遣労働者一人一時間当たりの単価で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。  
二 競争入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる(一)から(九)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (一) 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (二) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号。第十七条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号。以下「旧法」といいます。))第三条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。))を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなします。
- (三) 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号。附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十五号。第十一条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。))  
第二項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (四) 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなします。
- (五) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成十七年十二月奈良県告示第四百二十五号)による競争入札参加資格者のうち、営業種目Q7その他で登録をしているもの又は営業種目Q7諸サービスで登録(登録年月日が平成十九年一月一日以降のもの)をしているものであること。
- なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。  
〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地  
奈良県会計局総務課調達契約係  
電話(代表)〇七四二二二二二二二(内線四七二八)
- (六) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間でない者であること。
- (七) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第五条第一項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は同法第十八条第一項に規定する特定労働者派遣事業の届出書を提出している者であること。

- (八) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第九十五号。第四条第五号及び第八号に掲げる業務において、過去二年間に国又は地方公共団体と役務の提供、業務の委託又は労働者派遣の契約を締結し、適切に業務を行った実績がある者であること。
  - (九) 財団法人日本情報処理開発協会によるプライバシーマークの付与に関する認定又はこれと同等の証明を有している者であること。
- 三 入札書の提出場所等
- 1 契約案項を示す場所 入札説明書の交付場所 提案書の提出場所 奈良県総務事務労働者派遣業務に係る競争入札参加資格申請書(以下「参加資格申請書」といいます。)の提出場所 事務を担当する部課等の名称及び問い合わせ先  
〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地  
奈良県総務部行政経営課総務事務改革室  
電話(直通)〇七四二二二二七八五二
  - 2 入札説明書の交付期間  
平成十九年六月十二日(火)から同月二十日(金)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)(の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除きます。))とします。
  - 3 提案書の提出期限  
平成十九年七月五日(木) 午後五時  
直接持参する場合は、日曜日及び土曜日を除く午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除きます。))とします。
  - 4 郵便による提案書の提出  
提案書は、郵便で提出することができます。この場合は、書留郵便とし、平成十九年七月四日(水)までに三の1で示す場所に到着するようにしてください。
  - 5 入札の日時及び場所  
平成十九年七月十日(火) 午後二時  
〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県会計局総務課入札室(奈良県庁主棟1階)

郵便による入札

入札書は、郵便で提出することができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県総務事務労働者派遣業務に係る入札書在中」と朱書して、平成十九年七月九日(月)までに三の1で示す場所に到着するようにしてください。

7 その他

二に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者、四の3の(一)に定める競争入札の参加資格があることの確認を受けていない者並びに三の3及び4に定める期限までに提案書を提出しなかった者は、この入札に参加することができません。

4 その他

1 入札保証金

免除します。

2 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の百分の十に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)第十九条第一項ただし書各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

3 入札者に要求される事項

(一) この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、二の(七)から(九)までに、参加資格申請書を三の1で示す場所に所定の日時までに郵便等により提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(二) 参加資格申請書に基づき二の(七)から(九)までの規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

(三) 入札者は、所定の提案書を作成し、所定の場所に期限までに提出してください。

(四) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

4 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条

に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

5 契約書作成の要否

要しませぬ。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもつて有効な入札をした者であつて、別記落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術点及び価格点の合計点が最も高いものを落札者とします。

なお、合計点の最も高い者が二人以上ある場合において、入札者それぞれの技術点及び価格点が異なるときは、技術点が高いものを落札者とし、入札者それぞれの技術点及び価格点が高じるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとします。

7 その他

詳細は、入札説明書によります。

別記

落札者決定基準

一 技術点及び価格点の配分

合計点は、技術点と価格点の単純な和で二〇〇点満点とし、得点配分については、技術点を一〇〇点、価格点を一〇〇点とします。

二 技術点及び価格点の評価方法

1 技術点

(一) 評価手順

- (1) 評価分野ごとに記載された提案書をもとに事前評価を行います。
(2) 奈良県総務事務人材派遣業者選定評価委員会(以下「評価委員会」といいます。)(開催時に、入札者により行われる発表等をもとに最終評価を行います。
(二) 評価方法
(1) 原則として、入札者間の提案書の記載内容の優劣に基づく相対評価とします。
(2) 本県としての必要度及び重要度に照らし、必要範囲を超えているものについては、評価対象としないこととします。

(三) 採点方法

(1) 評価については、項目ごとにそれぞれ一点から一〇点までの一〇段階評価と

します。

(2) 提案書に記載がない項目は、〇点とします。

(3) 評価委員会開催時の発表及び質疑に欠席の場合は、提案書の記載の有無にかかわらず技術点を〇点とします。

(4) 提案内容の全部又は一部について、社会連念上困難であることを確認した場合又は虚偽であることが明らかであることを確認した場合は、技術点から二〇点を減点します。

(四) 評価分野の配点

Table with 3 columns: Evaluation Field (評価分野), Number of Items (項目数), and Points (配点). Rows include: 派遣先の業務及び組織 (1, 10), 派遣労働者間の連携 (1, 10), セキユリテイ (2, 20), 派遣先・派遣元間の連携 (2, 20), 派遣労働者に関する労務管理 (3, 30), その他 (1, 10), 合計 (100, 100).

(五) 評価の視点

(1) 具体性 記載内容やその根拠に具体性があり、論理的な提案内容であるかを評価

(2) 実現性 本県の状況や希望を正確に把握し、価格面を踏まえ適切かつ実現可能な提案内容であるかを評価

(3) 有益性 提案内容が有益なものであるかを評価  
2 価格点

価格点=100-50×(1.05×入札価格/予定価格)

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十九年六月二日現在における県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十九年六月十二日

奈良県選挙管理委員会  
委員長 白井皓喜

五十万の一の数 一三、二〇〇人

四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 二五九、九九七人

奈良県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十九年六月二日現在における県の議会の議員の選挙の各選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年六月十二日

奈良県選挙管理委員会  
委員長 白井皓喜

生駒郡選挙区 一三、二〇七人

磯城郡選挙区 一三、六二五人

北葛城郡選挙区 二七、〇四五人

吉野郡選挙区 一四、九〇五人

山辺郡選挙区 一〇、八三三人

奈良市選挙区 一〇、八三三人

大和高田市選挙区	一九、三〇〇人
大和郡山市選挙区	二五、一九四人
天理市選挙区	一七、九四八人
高市郡選挙区	三七、三七四人
橿原市選挙区	一六、六三〇人
桜井市選挙区	一〇、二五四人
五條市選挙区	八、九七三人
御所市選挙区	三一、二九七人
生駒市選挙区	一八、六六三人
香芝市選挙区	九、五三七人
葛城市選挙区	一、八八〇人
宇陀郡選挙区	
宇陀市選挙区	

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三三代

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

本誌は再生紙を使用しています。